資料２

令和８年度　甲西地域包括支援センター事業計画

【担当する圏域の課題】

・ボランティアタクシーなどの移動支援活動が甲西中学校区全体へは広がっておらず、移動手段に困っている地域がある。
・簡単なお手伝いサービスの仕組みづくりができておらず、困っている方が多くいる。
・自治会加入者が減ってきており、防災上の安否確認が難しい方が増えている。

【重点目標】

・地域サロン、百歳体操、老人クラブへ参加し、認知症啓発、フレイル予防啓発を行っていく。
・三雲まちづくり協議会、自治会と連携を図り、それぞれの地域課題に対応した取り組みを検討し進めていけるようにする。
・民生委員や地域の支援者とのネットワークの構築。

【具体的な取組内容】

1　総合相談支援業務

・総合相談の窓口として広く周知を行うため、民生委員・老人クラブ・自治会などのネットワークを構築し、早期に相談につながるようにする。
・どのような相談もいったんお受けし、状況把握、緊急性の判断を行う。関与の必要性をアセスメントし継続的に支援する。また必要に応じて情報提供を行い他の専門機関につなぐなどの支援を行う

2　権利擁護業務

・権利擁護が必要な相談があった際には、権利擁護支援センターと連携し制度の利用等含め支援を行う
・身寄りのない方の支援について関係機関と協同しながら進めていく。
・高齢者の権利侵害の事案が発覚した際には、湖南市高齢福祉課と協働し適切に対応していく。

3　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・介護支援専門員が円滑に業務を実施できるように後方支援を行う。そのためのネットワーク構築や社会資源の把握を行う。
・介護支援専門員の研修について他のセンターと協働して企画開催する。
・介護支援専門員から困難事例の相談があった時には、その相談に応じて協働で検討する。

4　介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント支援業務

・指定介護予防支援事業所の指定を受け、予防給付の対象となる要支援者に対して、介護予防サービス等の適切な利用ができるようにケアマネジメントをしていく。

・基本チェックリストの結果、介護予防・日常生活支援サービス事業の対象と判定された人に対し、自立支援に向けた適切なアセスメントを行った上で対象者と共に目標をたて、その達成に向けた取り組みを支援する。

5　地域ケア会議

困難な課題を抱えた利用者に対して個別課題解決に向けた協議を随時行う。それをもとに圏域における地域課題を抽出し、地域住民や地域の関係者、支援者と共有し解決に結びつくような取り組みを協議する場として圏域地域ケア会議を必要に応じて開催する。

6　在宅医療・介護連携事業における啓発事業

・医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで過ごせるよう、医療機関や介護事業所との連携を図る。

・在宅医療、介護や在宅看取り、介護予防について、住民の集まる場にて出前講座を企画していく。

・多職種、県、市が主催する研修会や検討会に積極的に参加する。

7　生活支援体制整備事業との連携・協力

・民生委員、地域支えあい進員などと情報共有の機会を作り、地域課題の解決に向けて協働していく。

8　認知症施策推進業務

・認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期チームとの協働、認知症の人やその家族への支援、認知症の正しい理解に関する普及啓発、行方不明高齢者への対応を行う。

・認知症の正しい理解に関する啓発を行うため、住民の集まる場にて出前講座を企画する。

・認知症の人やその家族が抱える問題を解決するために、かかりつけ医、認知症専門医との連携を図り、早期対応、早期診断に向けて支援する。

資料２

令和８年度　甲西北地域包括支援センター事業計画

【担当する圏域の課題】

・地域で高齢者を見守る力、高齢者の変化に気づく力があり、それぞれのチームはできあがってきているが、特定のボランティアや家族に負担が増え、チームの持続が難しくなってきている。多様な主体（商店、近隣住民等）を巻き込んだ、より緩やかで細かなネットワークの拡大や、チームオレンジの活用が必要である。

【重点項目】

・甲西北地域包括支援センターの周知の継続。
・次世代を含めた認知症の啓発。
・地域で高齢者の見守りが継続できるよう、支援者同士が繋がりを持つ場、可能な範囲で情報を共有する場を増やしていく。

【具体的な取り組み内容】

1　総合相談支援業務

・地域包括支援センターのチラシを作成し、さらなる相談窓口の周知に努める。
・各関係機関や高齢者を見守る支援者（民生委員、自治会、まちづくりセンター、高齢者サロン等）との連携を継続し、地域包括支援センターで相談が集まる仕組みを作る。北山台三者連携会議を継続し評価・検討のうえ、他自治区での開催を検討する。

2　権利擁護業務

・高齢者虐待の可能性がある事例を把握した場合は、事実確認を行い、地域包括支援センター内で協議を行う。可能性がある場合は、市担当者との協議を持ちコア会議に参加し、高齢者の権利擁護と養護者支援を開始し虐待の終結を目指す。
・権利擁護支援が必要な場合は、権利擁護支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に向けた支援を行う。

3　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・居宅介護支援事業所対象の会議にて研修を企画実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。市内地域包括支援センターと協働し、年４回実施する。
・ケアマネジャーが困難と感じる事例に対し、個別地域ケア会議やケース会議を開催し、課題解決に向けた支援を検討する。
・多職種協働のネットワーク構築、関係機関との連携を行い、介護支援専門員が円滑に業務を実施できるようにする。

資料２

４　介護予防事業・介護予防ケアマネジメント支援業務

・介護予防支援事業所として、予防給付の対象となるような要支援者に対して、介護予防サービス等の適切な利用ができるようケアマネジメントを行う。

・基本チェックリストを実施し、介護予防・日常生活支援サービス事業の対象と判定された人に対し、自立支援に向けた総合事業の利用を提案していく。

５　地域ケア会議

・必要時、個別地域ケア会議を開催し、関係者や地域の支援者と課題解決に向けた検討を行う。

・個別課題から地域課題を抽出し、年１回の生活圏域地域ケア会議を開催する。（令和８年11月開催予定）

６　在宅医療・介護連携事業における啓発事業

・「在宅医療・介護連携」に関する研修に積極的に参加する。

・医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく最後まで過ごせるよう、多職種・多機関との連携を強化する。

７　生活支援体制整備事業との連携・協力

・地域支えあい推進員との連携や会議に参加し、地域資源の把握・活用を進めていく。また、地域支えあい推進員の地域活動の支援を行う。（令和８年５月、東口区・花園区おしゃべりクラブにてフレイル予防講座。）

８　認知症施策推進業務

・地域で認知症高齢者の見守りができるよう、次世代を含めた認知症の啓発を行う。（令和８年５月、菩提寺北小学校授業。令和８年９月、近江ちいろば会「藤本医師講演」対談。）

資料２

令和８年度　日枝地域包括支援センター事業計画

【担当する圏域の課題】

・昔からある地域と新興住宅の地域が混在している。また集合住宅も多く、住民間のつながりにも違いがみられる。

・独居や高齢者世帯、外国籍の高齢者等、何らかの支援が必要と思われる方の情報収集や情報共有を図り、早期に対応できる体制作りと、地域との関わりづらさがある方々とつながるためのしくみ作りが必要である。

・自家用車の免許返納後、日常生活の活動範囲が制限される高齢者が多いため対策が必要である。

【重点目標】

・日枝地域包括支援センターの一層の周知を図り、より相談しやすいセンターを目指す。

・高齢者の総合相談窓口としての機能を着実に果たすため、受けた相談に対してすべて状況把握、緊急性の判断を行い対応する。

・健康維持と共に体力や筋力が維持でき、自立した生活を継続するための取り組みを行う。

【具体的な取組内容】

１　総合相談支援業務

・窓口や電話等での相談対応に加え、定期的に水戸、下田両まちづくりセンターでの出張相談「きっかけ」の継続を行う。その中で、高齢者の実態把握と潜在的な問題やニーズを発見すると共に訪問活動の強化につなげる。また、民生委員・児童委員、医療、介護等の関係機関等を通じた情報提供と連携のもと、総合的かつ迅速に対応できる体制をつくる。

２　権利擁護業務

・高齢者の権利侵害の発見や、民生委員・児童委員、医療、介護等の関係者からの相談を受けた場合は、甲賀・湖南権利擁護支援センターぱんじー及び関係機関の助言や支援を受けながら、市と協働し適切な対応を行う。

・権利侵害の未然防止や早期対応を進めるため、保健、医療、福祉、介護関係者や市民への啓発、相談窓口の周知に努める。

・成年後見制度の啓発、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進に向けた住民への周知と中核機関及び他機関との連携及び支援を行う。

・消費生活センターや警察、関係機関等と連携し、高齢者の消費者被害情報の把握を行い被害の未然防止の支援と被害回復のための機関の紹介を行う。

３　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・地域の介護支援専門員が円滑に業務を実施できるよう、介護支援専門員の後方支援を行うとともに、多職種協働のネットワーク構築、関係機関との連携を行い自立支援のためのケアマネジメントを支援する。
・困難事例については関係機関とも連携し、課題解決を図っていく。
・介護支援専門員の資質向上に資する研修等について、他の地域包括支援センターと協動して企画開催を行う。

4　介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント支援業務
・介護予防支援事業所として、予防給付の対象となる要支援者に対して、介護予防サービス等の適切な利用ができるようケアマネジメントを行う。
・要支援者や事業対象者の日常生活上の課題に対する目標を明確にし、要介護状態となることが予防できるようにする。
・居宅介護支援事業所への委託にあたっては、公平性・中立性の確保に努めるとともにケアマネジメントについては、介護支援専門員の報告、相談を受け、介護支援専門員が作成したプランを元に自立支援を促すプランの共有を行う。
・様々な社会資源を積極的に活用し、地域の中で生きがいや役割を持ち自立支援につながるように支援を行う。
・介護予防・フレイル予防の意識づくりのため、健康推進委員、医療、介護等の関係機関と連携し、効率的な取り組みを行う。

5　地域ケア会議
・個別の困難事例の解決に向け、関係者や地域の支援者と積極的に個別地域ケア会議を行う。
・個別地域ケア会議や総合相談の内容から地域課題を整理し、市民や地域の関係者、地域の介護に関連する事業所等と課題を共有し、地域で解決できるよう取り組むために年１回以上生活圏域地域ケア会議を開催する。
・市が開催する地域ケア会議等に関する事業に協力し、地域ケアシステムの推進に向けた取り組みについて市や関係機関と協議を行う。

6　在宅医療・介護連携事業における啓発事業
・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らしていくために、在宅ケアや看取りに関する啓発を図り、市民への在宅医療や介護に関する意識の醸成に努める。
・医療機関や介護事業所と連携強化を図る。
7　生活支援体制整備事業との連携・協力
・総合相談や地域ケア会議等で把握した地域資源や地域課題について、地域支えあい推進員との情報共有を図り、地域支えあい推進会議に参画し、地域活動の支援を行う。

資料２

８　認知症施策推進業務

・センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、かかりつけ医等の関係機関との連携や出前講座等を通じて市民や関係機関等への認知症に対する正しい知識の普及、啓発に努める。

・かかりつけ医や認知症専門医と連携し、認知症の早期診断にむけて支援を行う。

資料２

令和８年度　石部地域包括支援センター事業計画

【担当する圏域の課題】

・市民へ認知症の啓発を進め、地域ケア会議にて共有した、顔馴染みの関係である住民から勇気を出して声かけをしていき、見守りの目のなかで住み慣れた石部の地で生活していける土壌づくりを目指す。
・地域や関係機関および介護保険事業所等の支援者が疲弊しないネットワークの継続。
・ロビーカフェ・きずなカフェ等居場所事業の継続開催サポートおよび紹介をしていく。

【重点目標】

・石部地域包括支援センターの周知について継続啓発
・認知症支援体制基盤づくり（市民・お店等への啓発を含む）
・地域での居場所づくり

【具体的な取組内容】

1　総合相談支援業務

・令和８年度の石部地域包括支援センターチラシを作成し相談窓口の周知に努める。
・各関係者（事業所等）や民生委員、地域（地域支えあい部会等）とのネットワークの継続をしていく。
・介護保険認定の未利用者に対して訪問等からアプローチし実態把握をしていく。

2　権利擁護業務

・高齢者虐待の対応をする可能性があるケースを把握した場合は、事実確認をし、包括内で対応の可能性があるかまず協議をする。虐待対応の可能性がある場合は、市高齢福祉課の権利擁護（虐待担当）の係である地域包括支援係へ報告し協議をする。市で虐待対応の可能性があると判断された場合は事実確認をし、コア会議に出席する。虐待認定されたケースについて終結を意識し支援を開始する。
・権利擁護支援が必要な場合は、高齢福祉課と社会福祉協議会および権利擁護支援センターぱんじーと連携し、地域権利擁護事業および成年後見制度の活用も視野に入れた、権利擁護支援を進めていく。
・高齢者の消費者被害や詐欺被害の早期発見と、適切な相談窓口の紹介そして防止に努める。

資料２

3　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・個別ケース検討会議を必要時に随時開催し、ケアマネジャーを支援する。
　また、そこで挙がった課題について分析し解決に向けられるよう取り組む。
・重層的な課題を抱えているケースに対して、庁舎内および庁舎外に対して働きかけを行い縦割りにならない支援展開をできるよう対応していく。

4　介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント支援業務

・自立支援や地域資源活用の視点から介護予防の取組を検討し、インフォーマルなサービスも含めケアマネジャーにも提案していく。
・総合相談の中から、自立支援のために必要な対象者には総合事業の提案をしていく。

5　地域ケア会議

・年一回生活圏域（石部中学校区で）地域ケア会議実施する。
・地域で取り組むべき困難事例の検討の場として、必要時個別地域ケア会議を開催する。

6　在宅医療・介護連携事業における啓発事業

・圏域の地域ケア会議や県・市開催の各専門職種の情報交換会を通じてネットワークを強化する。
・市や県（保健所等）の開催する研修会の参加に努める。

7　生活支援体制整備事業との連携・協力

・地域支えあい推進員と連携しながら、地域資源の把握および活用を進めていく。

8　認知症施策推進業務

・圏域の課題に直結しているが、顔見知りや隣近所など身近な範囲で見守りができるよう、正しい理解を市民に普及し啓発をしていく
・相談のある家族や支援者に対し、認知症ケアパスを活用して情報提供を行い対象者と思われる人を、必要に応じ認知症初期集中支援につなげていく。